

第132回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成28年3月7日(月)			
招集場所	米子市役所 402会議室			
開会	午後1時30分			
出席委員	1番 佐々木 知俊委員	2番 田口 正廣委員	3番 高橋 敦美委員	4番 田邊 雄一委員
	6番 安田 浩史委員	7番 生田 英夫委員	8番 大縄 敬次委員	9番 仲本 悟委員
	10番 伊塚 定弘委員	11番 泉 新一委員	12番 大東 清彦委員	13番 林原 成子委員
	14番 森田 正敏委員	15番 中本 公平委員	16番 足立 寛隆委員	17番 松林 貢委員(部会長)
欠席	5番 遠藤 泰三委員			
事務局	高西会長	田村事務局長	宅和係長	山本主任 長谷川主任
日程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第54号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	エ 第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について			
	オ 第56号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について			

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時43分

議長（松林委員）

そうしましたらちょっと早いですけど、全員お集まりのようでございますので、現地調査に引き続きまして、第132回農地部会を開催します。

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、議席番号16番の足立寛隆委員と、議席番号1番の佐々木知俊委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席はバスの中で言われたように遠藤委員さんが欠席でございます。

それでは審議に入ります。初めに3ページ、議案第52号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号46の陰田町と大谷町について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号４６の陰田町・大谷町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、いどこになる譲渡人の農地を、譲受人が使用貸借により借りようとするものです。取得後の経営面積は３６aとなります。別紙３条申請理由のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

１番（佐々木委員）

先ほど説明がありましたけども、従来より耕作していた、いこの田をこの度本格的に借りて、規模拡大を図るようです。許可要件については問題ありませんのでよろしく願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号４７の淀江町平岡と淀江町小波について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号４７の淀江町平岡・小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、息子になる譲受人が、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は６０３aとなります。別紙３条申請理由のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしておりますので、委員さんのほうから何かご報告がありましたらお願いします。

1 3 番（林原委員）

この息子になる譲受人が、現在もこの土地は耕作しておりますので、問題ないと思われま。森田委員さんも現地調査をしておられますので、一言お願いします。

1 4 番（森田委員）

それじゃあ説明させていただきます。私は平岡の現地です。現地を見て、きちんと管理をされております。問題ないと思います。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さん2名の方からご説明いただきました。何かご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと事務局聞いてみるけどね、生前贈与はなんぼまでだったかいな。120万だったかいな。税金がかからんのは。

事務局（田村事務局長）

後でちょっと確認させてもらいます。110万だと思うですけども。

高西会長

あれは1年に1回だけんな。はい。分かりました。

議長（松林委員）

そうしましたら今、事務局と地元委員さんからの報告いただきましたので、ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで決定といたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号48の尾高について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号48の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、父親の弟にあたる譲渡人の農地を、贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は252aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありま

せんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（中本委員）

はい。この件ですけれども、譲渡人は地元に住居しておらず、ほ場が基盤整備された、三反くぼを共同入り組みで、管理を譲受人が一括で行っていたわけですけれども、今回、高齢者のために贈与をするということで申請が出されています。これは淀江岸本線の右側にある城園ハイツの上側にある基盤整備された、ほ場でございます。以上です。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さんからご報告がいただきましたけれども、何かご質疑等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、挙手で決定したいと思いますので、異議のない方は挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、番号49の東福原2丁目について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号49の東福原2丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が体調を壊し耕作が出来なくなったため、知人である譲受人が売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は45aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしておりますので、委員さんのほうからよろしくお願ひします。

8番（大縄委員）

大太委員さんから聞きまして、これは田んぼの水が奥のほうに入らないということでやめるというのが本当の理由だそうです。特に問題

はありませんでした。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきましたけど、何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

高西会長

これは、地目は事務局に聞いてみるけども、田と畑っていうことになつとるけども、これはどんな具合。登記上はどうなつとるだ。1つで田んぼと畑ってことはおかしいが。

議長（松林委員）

場所が違う。地目が違う。

高西会長

分かった。分かった。申し訳ない。

議長（松林委員）

そうしましたら今、事務局と地元委員さんからご説明いただきましたけども、何かご質問等ございませんでしょうか。ないようでございますので、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第53号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号72の大崎について、地元委員さんからのご説明をお願いいたします。

6番（安田委員）

地元委員が農政部会のほうですので、代わりに私のほうが説明させていただきます。

申請者は議案のとおりです。申請地は先月の部会で転用申請があつて、現地確認をしまして、内科医院の建設予定地の隣でして、大崎の

畑で面積は913㎡でございます。申請者は、隣接地に内科病院の建設が予定されていることから申請地に薬局の建設を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われます。薬局ということで、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第1号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われまますのでよろしく申し上げます。なお地元委員からもよろしくということで伝言受けておりますので、ご審議申し上げます。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからの説明いただきましたけれども、これにつきましてご質問等がございますでしょうか。

高西会長

これはどの辺り。えらい安いけども。

事務局（長谷川主任）

○さんがある大崎の。

高西会長

えらい安かったな。

議長（松林委員）

そうしましたらご意見ないようでございますので採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号73の車尾南1丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（大東委員）

73番の議案について説明します。先ほど現地調査をしていただきましたコンビニエンスストアの建築許可でございます。

申請者は議案のとおりです。申請地は車尾南1丁目の畑で面積は1,590.51㎡です。

申請者は、交通量調査や周辺の宅地化の状況から需要があると見込み、申請地にコンビニエンスストアの建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意も得ております。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。また、市街化調整区域の建築許可については、都

市計画法第34条第9号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明いただきましたけども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そうしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号74の尾高について、地元委員さんより説明をお願ひいたします。

15番（中本委員）

74番の議案について説明します。

現地には行っておりませんが、申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田、面積は218㎡です。この件につきましては、一昨年申請が出ておりました現地調査に行ったわけでございますけれども、5軒を分譲するという格好で一昨年申請を受けております。その時に、3軒ほど申請で通ったわけでございますけれども、あと残りの2軒でございますけれども、去年の8月に新しい委員会になってから1軒この事案が出てまいりまして、8月の時に通してあと残りの1軒を今回申請があったということでございます。

申請者は、河岡の実家で両親と同居していますが、子どもが3人まで増えて、実家では手狭になったということで、今のこの申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思ひます。尾高は都市計画区域外であり、本件については開発許可が必要ないことを確認していますので、転用については問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんより説明いただきましたけれども、これにつきましてご意見等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決いたします。異議のない方は、挙手でお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、番号75の両三柳について、地元委員さんから説明いただきたいと思います。

8番（大縄委員）

75番の議案について説明します。申請地は議案のとおり、両三柳の畑で面積は300㎡です。申請人家族は、申請地の隣にある実家で両親と生活していますが、子どもも増えて手狭になってきたこともあり、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、農業用水路の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんよりご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号76の東福原2丁目について、地元委員さんからご説明いただきたいと思います。

1番（佐々木委員）

そうしますと、地元の太太委員に代わって説明します。

申請地は議案のとおりで、東福原2丁目の田畑で面積は合計で1,003㎡です。

申請者は、東福原6丁目にある本部建物の、大和会館ですが、取り壊しに伴って、本部を申請地の隣にあるビルに移転し、あわせて申請地を駐車場として整備することを計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。ここは駐車場として利用するだけであり、開発許可が不要であることは確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしくご審議申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからご説明いただきました。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号77の尾高について、地元委員さんよりご説明いただきたいと思います。

15番(中本委員)

77番の議案について説明します。これも現地には行っておりませんが、申請地は議案のとおりで、尾高の畑で面積は149㎡です。

申請者は、申請地の近くに農業用倉庫を所有していましたが、去年ですね、〇〇が高齢者向けの施設を建てた際にこの倉庫を壊したということでございます。当初は近くにありました倉庫を使用しておったわけですが、手狭さと不便さを感じまして、近くにあった申請地に農業用倉庫の建築を計画したということでございます。たまたま贈与ということでございますけども、その申請地の近くの辺りは使用の際に贈与するという約束事ができておった土地を申請者のほうが色々管理や、手伝いをしたという経過があったとのことでございます。隣接耕作者の同意、農業用水路の放流同意もあります。申請地は、300m以内に山陰道の出入り口がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。また、尾高は都市計画区域外であり、開発許可がないことを確認していますし、転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長(松林委員)

ただ今、地元委員さんから色々説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等がございませんでしょうか。

高西会長

これは全く他人さん同士か。奇特な人もおるな。

15番(中本委員)

ええ、親父さんの代から2軒隣の家で、農地も近くだったもので。そういうことで。

高西会長

隣だっていうことで贈与したわけ。

15番(中本委員)

前にそういった約束をして、ずっと管理していたようです。

高西会長

はい。分かりました。

議長（松林委員）

そういたしますと他に意見がないようでございますので採決いたします。異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号78の両三柳について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（大縄委員）

78番の議案について説明します。

申請地は議案のとおり、両三柳の畑で面積は272㎡です。

申請人は、市内のアパートで生活していますが、将来子どもが生まれることを考え、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、農業用水路の排水同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんにご説明いただきました。ご意見等がございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号79と8ページ番号80の淀江町今津について関連しておりますので、一括して審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（生田委員）

79番と80番について一括して説明します。

申請地は議案のとおり、淀江町今津の畑で面積は合計で221㎡です。

申請人は、淀江町佐陀の実家で生活していますが、結婚に合わせて申請地に住宅の建築を計画したものです。現地調査の際にも話をしましたが、奥に畑がまだ残りますので、進入路については、お互いがこれからも道を通れるように、持分3分の1だけ所有権を移転しようとするものです。農業用水路の排水同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。淀江町は非線引き都市計画区域であり、面積的に開発の許可が不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんよりご説明いただきました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

4番（田邊委員）

これは〇〇円近いがこのくらいするものですか、この周りで。

高西会長

いや、しない。金額が間違つとると思つて。

事務局（長谷川主任）

失礼します。私も金額のことが気になりましたので、代理人に確認はとりましたけれども、相場的にもこれぐらいのものだと思いますという話があつたので、こんなものかと。

高西会長

これは〇さんで、川のへりのもとのちょっと斜め前の、あの人だと思うけども。まあそれは買われた本人さんがそれなら。淀江で初めてだと思う。あの辺でこんな値段はない。見た場所がね、ほんに良いなあつていう場所でもないけど、まあ買い手と売り手とか納得されればいいと思う。

事務局（松林委員）

今、地元委員さんと売買価格のことで色々協議がありましたけど、他にないようですので審議のほうは挙手でお願ひしたいと思ひます。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号８１の安倍について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

８番（大縄委員）

８１番の議案について、地元の三島委員に代わって説明します。

申請地は議案のとおり、安倍の畑で面積は３２７㎡です。

申請人は、彦名町の実家で両親、祖父母、兄弟と一緒に生活していますが、子どもが大きくなってきたこともあり、祖父名義の申請地に住宅の建築を計画したものです。農業用水路の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管と下水管が埋設されている道路に接しており、５００ｍ以内に２つ以上の病院がある農地であり、第３種農地に該当すると思われます。市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第３４条第１１号に該当する見込みがあることを確認しています。転用について問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからご説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号８２の大崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

６番（安田委員）

８２番の議案について、地元委員に代わって説明します。申請地は議案のとおり、大崎の畑で面積は５３５㎡です。申請人は、売電収入を見込んで、家の裏にある祖母名義の畑に太陽光発電施設の建設を計画したものです。農業用水路の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、ほかの農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であり、第２種農地に該当すると思われます。太陽光発電施設については、開発許可が不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われるのでよろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからご説明いただきました。ご質問等はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので採決致します。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号83の上福原について、地元委員さんにご説明いただきたいと思います。

12番(大東委員)

83番の議案について、吉澤地元委員に代わって説明します。申請地は議案のとおり、上福原の田で面積は924㎡です。

申請人は、不動産売買、仲介業などとあわせて建設工事も業として行なっているが、既存の資材置場が手狭になってきたことから、申請地に資材置場の整備を計画したものです。農業用水路の排水同意、土地改良区、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、水道管とガス管が埋設されている道路に接しており、500m以内に2つ以上の病院がある農地であり、第3種農地に該当すると思われます。資材置場にするだけであり、開発許可が不要であることを確認しています。転用について問題はないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長(松林委員)

ただ今、地元委員さんよりご説明いただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問等ありませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第54号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今回は、利用権設定が116件ございます。なお、17ページ番号3-32は取下げが出ております。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号3-1から13ページ番号3-5を一括して審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

そういたしますと、番号3-1から13ページ番号3-5について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(宅和係長)

失礼いたします。

12ページ番号3-1、番号3-4及び13ページ番号3-5は再設定でございます。

12ページ番号3-2と3-3は、借受人の要望による貸付で、設定後の経営面積は、あわせて316aでございます。

以上、番号3-1から3-5までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく
願います。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定と
いたします。

番号3-1から3-5の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続きまして、番号3-6から29ページ番号3-84までを一括して審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

13ページ、番号3-6は、再設定で、設定後の経営面積は、114aでございます。

番号3-7は、借受人の要望による貸付で、設定後の経営面積は、35aでございます。営農計画書が提出されておりますので、10a
から借り入れ可能でございます。

番号3-8は、再設定で設定後の経営面積は、491aでございます。

番号3-9から14ページ番号3-12までは、借受人の要望による貸付で、番号3-13は再設定でございます。設定後の経営面積は、
1,701aでございます。

番号3-14は、再設定で設定後の経営面積は、209aでございます。

番号3-15は、再設定で設定後の経営面積は、74aでございます。

番号3-16は、再設定で設定後の経営面積は、276aでございます。

15ページ番号3-17及び3-18は、借受人の希望による貸付で、設定後の経営面積は72aでございます。

番号3-19は、経営縮小のため、貸付人が希望したもので、設定後の経営面積は116aでございます。

番号3-20は、再設定で設定後の経営面積は、457aでございます。

番号3-21は、再設定で設定後の経営面積は、967aでございます。

番号3-22は、経営縮小のため、貸付人が希望したもので、設定後の経営面積は189aでございます。

16ページ、番号3-23は、借受人の希望したもので設定後の経営面積は186aでございます。

番号3-24から3-28までは、再設定で設定後の経営面積は286aでございます。

番号3-29は、再設定で設定後の経営面積は1,527aでございます。

番号3-30は、借受人の希望したもので設定後の経営面積は929aでございます。

番号3-31は、再設定です。設定後の経営面積は1,055aでございます。

番号3-32は取り下げられております。

ページをめくっていただきまして、18ページ、番号3-33から3-39までですが、3-33は借受人の要望での貸し付けでございます。

番号3-34から3-37は再設定でございます。

番号3-38は、借受人の要望による貸付でございます。

番号3-39は、再設定でございます。設定後の経営面積は、あわせて1,527aでございます。

番号3-40は、借受人の希望したもので設定後の経営面積は376aでございます。

番号3-41及び20ページ、番号3-42は再設定でございます。

番号3-43は、借受人の希望による貸付でございます。番号3-41から番号3-43まであわせまして設定後の経営面積は1,797aでございます。

番号3-44及び3-45は再設定でございます。

番号3-46は借受人の希望による貸し付けでございます。

番号3-47から22ページ、番号3-50までは再設定でございます。設定後の経営面積は、あわせまして1,351aでございます。

番号3-51は、借受人の希望したもので設定後の経営面積は292aでございます。

番号3-52から23ページ、番号3-56までは再設定です。設定後の経営面積は895aでございます。

番号3-57は、借受人から希望したものであり、設定後の経営面積は327aでございます。

番号3-58は、借受人から希望したもので、設定後の経営面積は163aでございます。

番号3-59は、再設定であり、設定後の経営面積は28aでございます。営農計画書が提出されており、10aからの貸付が可能です。

ページをめくっていただきまして、24ページ、番号3-60は、再設定です。設定後の経営面積は73aでございます。

番号3-61から番号3-64までは、再設定です。設定後の経営面積は1,090aでございます。

番号3-65及び3-66は、再設定です。設定後の経営面積は1,123aでございます。

番号3-67は、再設定です。設定後の経営面積は1,041aでございます。

ページをめくっていただきまして26ページでございます。

26ページ、番号3-68は、再設定です。設定後の経営面積は1,123aでございます。

番号3-69は、借受人から希望したもので、設定後の経営面積は532aでございます。

番号3-70は、労力不足のため貸付人が希望したものでございます。

番号3-71は再設定でございます。設定後の経営面積は、あわせまして543aでございます。

番号3-72は、再設定です。設定後の経営面積は196aでございます。

番号3-73は、再設定です。設定後の経営面積は760aでございます。

番号3-74は、再設定です。設定後の経営面積は67aでございます。

ページをめくっていただきまして、28ページ、番号3-75は、再設定です。設定後の経営面積は84aでございます。

番号3-76は、経営縮小のため貸付人が希望したもので、設定後の経営面積は103aでございます。

番号3-77は、高齢化のため貸付人が希望したもので、設定後の経営面積は267aでございます。

番号3-78は、再設定です。設定後の経営面積は75aでございます。

番号3-79は、農業廃止のため貸付人が希望したもので設定後の経営面積は101aでございます。

番号3-80は、借受人の希望したもので設定後の経営面積は83aでございます。

番号3-81から3-83までは、再設定です。設定後の経営面積は180aでございます。

番号3-84は、再設定で設定後の経営面積は176aでございます。

以上、番号3-6から番号3-84までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、色々件数がありましたけども、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ないようですので決定したいと思いますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、31ページ利用権設定各筆明細（旧農地保有合理化事業により機構が転貸を行う場合）について、番号3-1を審議いたします。そういたしますと、事務局からご説明いただきたいと思っております。

事務局（宅和係長）

失礼します。31ページ、番号3-1についてご説明いたします。まず担い手育成機構が貸し付けようとしている農地ですが、これは担い手育成機構が、旧農地保有合理化事業を使いまして、平成28年12月末まで及び平成29年10月末まで地権者から借りて管理をしている農地でございます。借受希望者に機構が借りている期間の満了まで貸付をしようとするものでございます。期間が満了した後は、継続して農地中間管理事業を利用した貸し借りに切り替える予定であると聞いております。設定後の経営面積は376aでございます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えますのでご審議お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からご説明いただきました。ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、33ページ 利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号3-1から40ページ、番号3-32までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。鳥取県農業農村担い手育成機構が行います中間管理権の取得についてご説明いたしますが、まず、ミスプリントがありましたので議案の訂正をお願いしたいと思います、申し訳ありません。39ページを開いていただけますでしょうか。39ページの番号3-28、一番上の段でございます。和田町680番地でございますが、現況地目が「畑」、利用権の内容が「水稻」となっておりますが、水稻が間違いで、正しくは「だいこん」となりますので訂正お願いいたします。

それでは続いて説明させていただきます。33ページに戻っていただきまして、33ページ番号3-1から39ページ番号3-30までは、賃貸借により中間管理権を取得しようとするものでございます。

番号3-31及び40ページ番号3-32は使用貸借により中間管理権を取得するものでございます。

借り受け期間ですが、番号3-1から3-4までは10年間、番号3-5は5年間でございます。

34ページ番号3-6及び3-7は10年間、番号3-8は3年間、番号3-9は5年間でございます。

番号3-10及び3-11は10年間でございます。

番号3-12が5年間でございます。

番号3-13から36ページ、3-16までは10年間でございます。

番号3-17は3年間でございます。

番号3-18は10年間でございます。

番号3-19は5年間でございます。

番号3-20から38ページ、番号3-26までは10年間でございます。

番号3-27は5年間でございます。

番号3-28から40ページ、番号3-32までは10年間でございます。

なお、今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て、借受予定者がおられます。

以上、番号3-1から番号3-32まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく

お願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から色々ご説明がありました。これにつきましてご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、43ページ、所有権移転各筆明細について、番号3-1を審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。所有権移転各筆明細について説明いたします。

43ページ番号3-1は、彦名干拓地の西側で新たに造成されました農地でございます。担い手育成機構から栗の栽培を目的に売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は186aでございます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。これにつきましてご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これは干拓地だな。

事務局（宅和係長）

はい。干拓地でございます。

高西会長

これは、〇円ということは例えば2,406㎡が1つは〇円ということだな。

事務局（宅和係長）

そういうことでございます。

高西会長

当初より半分ってことか。はい、分かりました。

議長（松林委員）

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、44ページの議案第55号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、45ページ番号1から50ページ番号16について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

45ページ、番号1ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするもので、配分後の経営面積は1,797aでございます。水稻を予定しています。

番号2ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。配分後の経営面積は276aでございます。白ネギを予定しています。

番号3ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。配分後の経営面積は、858aでございます。水稻を予定しています。

番号4ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。配分後の経営面積は110aでございます。ハブ茶の栽培を予定しています。

番号5は、近隣ほ場の耕作者であり配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は105aでございます。水稻の作付けを予定しています。

ページをめくっていただきまして46ページ、番号6ですが、近隣ほ場の耕作者であるために配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は929aでございます。水稻の作付けを予定しています。

番号7ですが、申し訳ありませんがもう1点ミスプリントがございましてご訂正をお願いしたいと思います。○さんのところですが、上から2段目の米子市新山のウシ池1118-2番地のところで畑で230㎡となっておりますが、「畑」ではなくて、「田」が正しいですのでご訂正お願いします。

それでは番号7について説明いたします。近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は1,090aでございます。水稻を予定しています。

番号8ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は292aでございます。水稻の作付けを予定しています。

番号9ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は118aでございます。白ねぎの栽培を予定しています。

番号10ですが、近隣ほ場の耕作者であり、配分しようとするものでございます。配分後の経営面積は5,581aでございます。水稻の作付けを予定しています。

番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は967aでございます。水稻の作付けを予定しています。めくっていただきまして48ページでございます。

番号12は、近隣ほ場の耕作者であり、配分しようとするもので、配分後の経営面積は234aでございます。水稻の作付けを予定しております。

番号13ですが、他に耕作しようとする者がいないため、配分するもので、配分後の経営面積は20aでございます。営農計画書が出ておりますので、10a以上から借り入れ可能でございます。かんしょの作付けを予定しています。

番号14ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。配分後の経営面積は973aでございます。だいこんの作付けを予定しています。

番号15ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。配分後の経営面積は376aでございます。かんしょの栽培を予定しています。

めくっていただきまして50ページ番号16ですが、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするものです。配分後の経営面積は1,055aでございます。水稻を予定しています。

選定理由については以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からご説明いただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、
適当である旨回答いたします。

次に、53ページの議案第56号をお願いいたします。農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見
照会に対する回答について別紙、農用地利用計画の一部変更(案)について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項
に基づき意見を求めます。

それでは、54ページ番号1について審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(宅和係長)

失礼します。54ページ番号1について説明します。まず除外の申請理由ですが、申出者は土地所有者の二男でございます。現在申し出
者は妻と子ども2人の4人で祇園町の社宅に居住されております。しかし子どもが産まれて現在の社宅では手狭になってきたということか
ら、住宅建築を考えて土地を探すことになったようです。子どもがまだ幼いため、実家もしくはその近くに家をかまえることができれば安
心ということで、また実家が農家であり兼業で父が農業をされているようです。実家で両親と同居するのが最善と考えておりますが、実家
は兄が継ぐことになっておりますので、同居することができず、そこでやむを得ず、実家近くで利便性の良い申請地に分家住宅を建てたい
と考えたものでございます。土地の選定理由としましては、実家の近くの土地を色々探したようですが、適当な土地がなく、申出者の父
所有の土地について検討して、学校の近くでありまた実家にも近いため、何かの時に両親が子どもを見てくれるため、安心感もあり、既存
の集落に近く、市道に接しているため住宅建築に必要な条件が整っている当該申請地を選定されたものでございます。

この除外につきまして、米子市としての考え方でございますが、この申請地は隣接農地の利用上の効率性を考慮した上で計画されている
ことから、農用地区域変更後の集団的農用地の分断ですとか、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障と
いうのが軽微でございます。またコンクリートブロック積みによる土地の土砂の流出防止対策が計画されていること、及び汚水の排水は合
併浄化槽から道路側溝へ放流する計画になっており、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。さらに候補地選定
にあたりまして、農用地区域であるが、選定理由からどうしても申請地しか候補地がないということであり、計画変更もやむを得ません。

以上、農振法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており、農用地区域内であるが計画変更はやむを
得ないものとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

今、1番につきましてご説明いただきましたけど、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

いつも言っただけでも、まあ今年はどうしょうがないが、28年度からですね、米子市とよく話して見直しをしようと思うんだけど、こんなものいちいち、あそこに家の裏に少し、ここの家の裏に少しじゃなく、やっぱり将来をきちんと見通した農振区域を、いつも言うことだけでも、将来優良農地として残すところと、優良農地として残しても将来残してもしょうがないものを速やかに見直して、そうして地権者なり、あるいは農家なりが、将来のビジョンをきちんと立てられるようにしてあげないといけんと思う。だけん委員の皆さんもその辺を、よくご理解いただいて今後の活動に、活かして欲しいと思います。

議長（松林委員）

そうしましたら会長から色々お話がありましたけども、これは今後の課題として推進していくということだと思います。そうしましたらこれにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決いたします。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続きまして、番号2について審議いたします。事務局よりご説明申し上げます。

事務局（宅和係長）

失礼します。番号2について説明をいたします。申出者でございますが、現在、米子市古豊千で自動車整備工場を経営しておられ、工場兼事務所の敷地の一部を整備車輛等の保管場所として利用されています。ここ数年修理件数の依頼が増加しているようで、限られた面積では保管場所としての十分なスペースが確保できないという状況であり、工場内での十分な作業及び保管のための駐車スペースが確保できず、やむなく通路での作業をすることもあり、作業従事者の安全面からも問題がある状態のようでございます。現在の規模で最小限保管スペースをしまして、12台分のおよそ400㎡を確保する必要があり、事業所の拡張をしたいと考えているものでございます。土地の選定は近

隣の集落内の土地を探しましたが、工場の事業としての利用に反対であったり、1キロメートルほど離れていて作業効率が非常に悪かったりと条件が整いませんでした。この度、隣接の土地所有者に駐車場として借り入れたい旨の申し出をしたところ、同意を得ることができたのでこの土地を選定したというものでございます。

農振除外についての米子市の考え方でございますが、当該申請地は農用地区域ではありますが、申出者の事業所敷地、宅地及び農地に囲まれている農地であり、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積へ支障をきたす恐れはないと考えます。また現状の擁壁をそのまま利用する計画とされていること及び雨水は道路側溝へ浸透する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。

以上、農振法第13条第2号各号について、検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており、農用地区域内であるが計画変更はやむを得ないというふうに考えるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

4番（田邊委員）

ちょっと補足しますけど、最後に見てもらったところですけども、もうこの〇さんの敷地の一角にあるような土地でして、地目は畑になっておりますけども、もうやることもないし、ということで隣の敷地内で含めて計画されたということですので、ちょっと申しそえときます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんも現地確認した現場でございます。これについて、何かご質問等ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。ありがとうございました。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。57ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号35から58ページ番号36の2件を受理しております。

続きまして、59ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号80から61ページ、番号86までの7件を受理しております。

続きまして、62ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号77から63ページ、番号81までの5件を受理しております。

続きまして、64ページ、(4) 非農地現況証明について、番号43から番号46までの4件を証明しています。

続きまして、65ページ、(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、66ページまでの2件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、67ページ、(6) 農地転用現況確認書交付について、番号50から番号53までの4件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長 (松林委員)

またの機会にいろいろ議論したいと思いますので、事務局のほう何か連絡ありませんか。

事務局 (宅和係長)

(事務連絡)

議長 (松林委員)

そうしましたら長時間ご審議いただきましたけど、以上を持ちまして、第132回農地部会を終わらせていただきます。ご苦労様でした。

閉 会 午後4時21分